

家庭から出る資源物と ごみの分け方・出し方

浅口市鴨方地域編



わたしの地域の
資源物・ごみ収集曜日



資源物

毎月

第 第

曜日と
曜日

もえるごみ

毎週

、

曜日

もえないごみ

毎月

第 第

曜日と
曜日

粗大ごみ

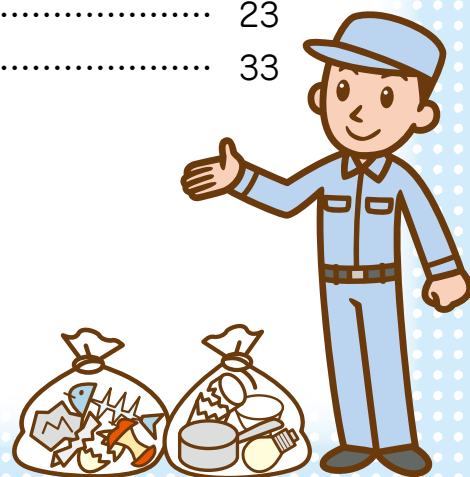
毎月

第 第

曜日と
曜日

も く じ

● 循環型社会に向けてキーワードは3R	1
● 家庭ごみの収集日	2
● 資源物の分け方・出し方	
プラスチック製容器包装	3
雑誌・本・雑がみ、新聞紙・折込広告	4
ダンボール、紙パック	5
ペットボトル、缶類	6
びん、布類	7
乾電池、分別収集後のリサイクル	8
● もえるごみの分け方・出し方	9
● もえないごみの分け方・出し方	10
● 粗大ごみの分け方・出し方	11
● 直接搬入	12
● 資源物ストックヤード・リサイクル協力店	14
● 市では収集しない物・持込できない物	
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	15
消火器、自動二輪車	16
FRP船、その他	17
● 販売店等へ持っていきましょう	
インクカートリッジ、小型充電式電池	18
ボタン電池	19
● ごみステーション設置整備補助金交付制度について	20
● 生ごみ処理機購入費補助金交付制度について	21
● 資源回収推進団体報奨金交付制度について	22
● 家庭ごみの分別区分と出し方一覧表	23
● 使用済小型家電のリサイクルに協力をお願いします!	33



循環型社会に向けて

キーワードは

3R

ごみ箱に入れる前に
ちょっと考えてください!

「別の使い道は?」「必要な人は?」「資源物?ごみ?」

浅口市は、3Rを推進し、ごみ減量に取り組みます!
みなさんに知ってもらいたいキーワードが「3R」

① Reduce (リデュース) 「発生抑制」

② Reuse (リユース) 「再使用」

③ Recycle (リサイクル) 「再生使用」

の3つの頭文字「R」のことです。

この「3R」は順番がとても大切です。

1番目

発生抑制

Reduce

リデュース

- ・生ごみの水切りを行う。
- ・生ごみ処理機等を活用する。
- ・マイバッグを持参する、レジ袋を断る。
- ・過剰包装は避ける。
- ・詰め替え製品を購入する。
- ・食べ残しをしない。

- ・市の資源物収集日に資源物収集ステーションに出す。
- ・市リサイクルセンターへ持ち込む。
- ・地域等の集団回収を活用する。
- ・スーパー等の店頭回収を活用する。

3番目

再生使用

Recycle

リサイクル

2番目

再使用

Reuse

リユース

- ・いらなくなったものを必要な人に譲る。
- ・リサイクルショップなどを利用する。
- ・リターナブル容器を使う。
- ・フリーマーケットを活用する。

家庭ごみの収集日

鴨方
地域

○もえるごみ ※生ごみを出す場合は、水気をしっかり切りましょう。

収集地区名	収集日
鴨方（駅前団地を除く）・益坂・地頭上・本庄・小坂東・小坂西・深田・みどりヶ丘	毎週月・木曜日
六条院西・六条院中・六条院東・鳩ヶ丘・駅前団地	毎週火・金曜日

○もえないごみ ※もえるごみや資源物が混ざらないようにしっかり分別しましょう。

収集地区名	収集日
六条院西・六条院東・北平・中四・みどり団地・真山戸山・鳩ヶ丘	毎月第1・3 月曜日
六条院中（北平・中四・みどり団地・真山戸山を除く）・駅前団地	毎月第2・4 月曜日
地頭上・本庄・益坂	毎月第1・3 火曜日
鴨方（駅前団地を除く）	毎月第2・4 火曜日
深田・みどりヶ丘	毎月第1・3 水曜日
小坂東・小坂西	毎月第2・4 水曜日

○粗大ごみ

収集地区名	収集日
六条院西・六条院東・北平・中四・みどり団地・真山戸山・鳩ヶ丘	毎月第1・3 月曜日
六条院中（北平・中四・みどり団地・真山戸山を除く）・駅前団地	毎月第2・4 月曜日
地頭上・本庄・益坂	毎月第1・3 火曜日
鴨方（駅前団地を除く）	毎月第2・4 火曜日
深田・みどりヶ丘	毎月第1・3 水曜日
小坂東・小坂西	毎月第2・4 水曜日

○資源物 ※容器類は、中をきれいに洗ってから出しましょう。

収集地区名	収集品目・収集日										
	缶類	びん	ペットボトル	プラスチック容器包装	新聞紙・折込広告	雑誌・本・雑がみ	ダンボール	紙パック	布類	乾電池	
駅前団地・鴨方・益坂・本庄・地頭上											毎月第1水・第3金 曜日
鳩ヶ丘・六条院中（北平・中四・みどり団地・真山戸山を除く）											毎月第2水・第4金 曜日
小坂東・小坂西・深田・みどりヶ丘											毎月第1金・第3水 曜日
六条院西・六条院東・北平・中四・みどり団地・真山戸山											毎月第2金・第4水 曜日

※祝日も収集を行います。

※年未年始は、収集日が変わることがあります。詳しくは生活環境部 環境課（0865-44-9043）までお問い合わせください。

資源物

この看板が設置してある資源物収集ステーションへ出してください。

- ・ 月2回の資源物収集日の朝8時30分までに決められた資源物収集ステーションへ出してください。
- ・ 市リサイクルセンターへ持ち込むことができます。
- ・ 地域等の集団回収を活用する。
- ・ スーパー等の店頭回収へ持ち込む。



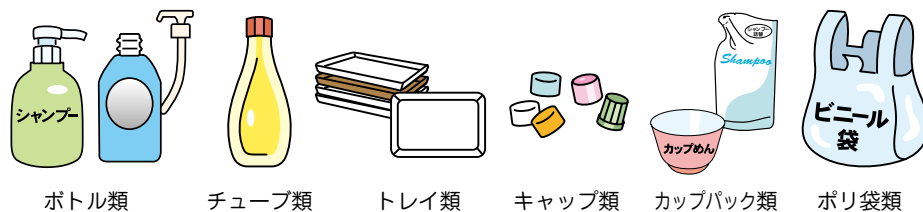
● 資源物の分け方・出し方

プラスチック製容器包装



主な対象物

♻️マークの識別表示が付いている物が対象です。



たまごパック、食品トレイ、シャンプー容器、カップ麺容器、お菓子やパンの袋など

出し方

月2回の収集日に資源物収集ステーションへ設置している回収ボックスに入れてください。

注意点

- ・ 市指定ごみ袋は使用しないでください。(容器包装の対象物ではありません)
- ・ 食品トレイは、スーパーマーケットなどで実施している店頭回収に優先的に出してください。
- ・ 汚れたままの物は、リサイクルできません。
- ・ 汚れの付いている物は水で軽くすすぐか、ふき取るなど、きれいにしてから出してください。
- ・ ♻️マークが付いていないプラスチック製品(ビデオテープ、CD、おもちゃ、洗面器、バケツなど)や、汚れが簡単に取れない場合は、**もえるごみ**へ。

資源物

- ・月2回の資源物収集日の朝8時30分までに資源物収集ステーションへ出してください。
- ・市リサイクルセンターへ持ち込むことができます。
- ・地域等の集団回収を活用する。
- ・スーパー等の店頭回収へ持ち込む。

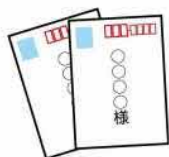
● 資源物の分け方・出し方

雑誌・本・雑がみ



主な対象物

紙マークの識別表示の付いている物が、識別表示の無い物でも、本、雑誌、教科書、ノート、包装紙、紙袋、封筒、はがき、メモ用紙、ちらし、紙箱などは対象です。



出し方

月2回の収集日に資源物収集ステーションへ出してください。

注意点

- ・雑誌・本は、まとめてひもで十文字にしばってください。
- ・雑がみは、紙袋に入れたり、ひもで十文字にしばるなど、中身が出ないようにしてください。または、雑誌などにはさんで出すこともできます。
- ・紙以外の部分は取り除いてください。
- ・収集日が雨天の場合は、紙が濡れないようにして出してください。

● 資源物の分け方・出し方

新聞紙・折込広告



主な対象物

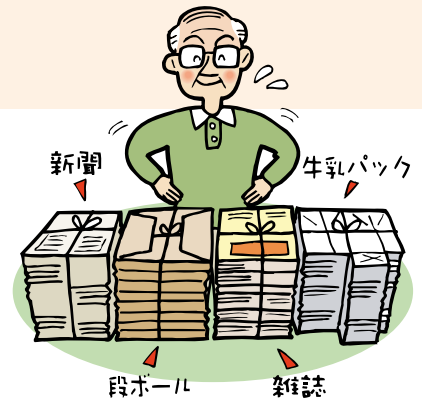
新聞紙、折込広告

出し方

月2回の収集日に資源物収集ステーションへ出してください。

注意点

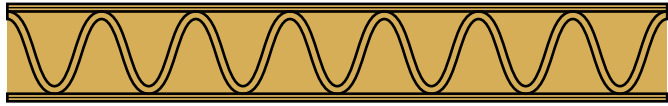
- ・新聞紙、折込広告は、まとめてひもで十文字にしばってください。
- ・収集日が雨天の場合は、紙が濡れないようにして出してください。



● 資源物の分け方・出し方

ダンボール

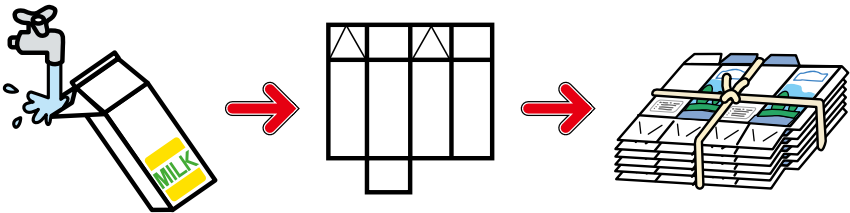


主な対象物	<p>♻️マークの識別表示の付いている物が、識別表示の無い物でも、断面が波状になっている物は対象です。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
出し方	月2回の収集日に資源物収集ステーションへ出してください。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ひもで十文字にしばって出してください。 ・収集日が雨天の場合は、ダンボールが濡れないようにして出してください。

● 資源物の分け方・出し方

紙パック



主な対象物	♻️マークの識別表示の付いている物が対象です。
出し方	月2回の収集日に資源物収集ステーションへ出してください。
注意点	<p>・紙パックは、中をすすいで切り開き、乾かした物を出してください。</p> <div style="text-align: center;">  </div>


資源物

- ・月2回の資源物収集日の朝8時30分までに資源物収集ステーションへ出してください。
- ・市リサイクルセンターへ持ち込むことができます。
- ・地域等の集団回収を活用する。
- ・スーパー等の店頭回収へ持ち込む。

● 資源物の分け方・出し方

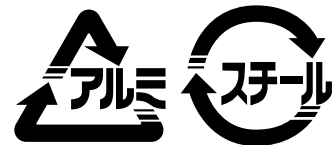
ペットボトル



主な対象物	飲料用、調味料用等容器に♻️マークの識別表示が付いている物が対象です。
出し方	月2回の収集日に資源物収集ステーションへ設置している回収ボックスに入れてください。
注意点	<ul style="list-style-type: none">・キャップとラベルを外し、中をきれいに洗って出してください。・プラスチック製のキャップとラベルは、プラスチック製容器包装の分類に出してください。・ボトルは、なるべくつぶして出してください。 

● 資源物の分け方・出し方

缶類



主な対象物	ジュース・ビール・菓子の缶、缶詰の缶等が対象です。
出し方	月2回の収集日に資源物収集ステーションへ設置している回収ボックスに入れてください。
注意点	<ul style="list-style-type: none">・空き缶、缶詰の缶は、中身を完全に出し、水洗いして、回収ボックスに直接（袋に入れなくて）入れてください。・エアゾール缶（スプレー缶）、カセットボンベは、中身を使い切ってから、もえないごみに出してください。・アルミ缶とスチール缶は、一緒に回収ボックスに入れてください。



● 資源物の分け方・出し方

びん

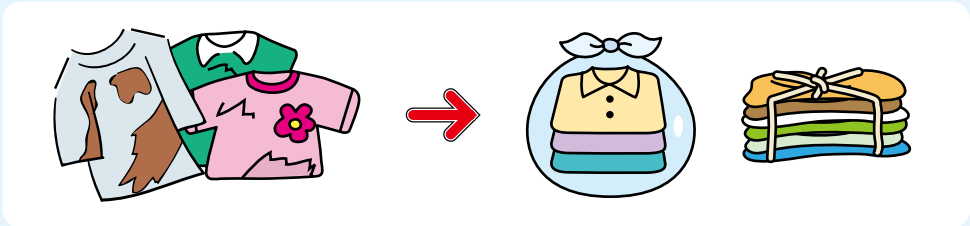


主な対象物	飲料用のびん、調味料のびん、化粧品のびん等が対象です。
出し方	月2回の収集日に資源物収集ステーションへ設置している回収ボックスに入れてください。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・中を水で洗い、無色・茶色・緑色・その他の色に分け、キャップを取り、回収ボックスに“横に寝かせて”直接（袋に入れないで）入れてください。ラベルはそのままで構いません。すりガラスのびんや化粧品のびん等見分けのつきにくいびんはその他の色に分けてください。 ・一升びん、ビールびん、牛乳びんのように繰り返し使用できるびんは、なるべく買ったお店に返して下さい。 ・陶器類はもえないごみで出して下さい。

● 資源物の分け方・出し方

布類

主な対象物	Tシャツ、ズボン、スーツ、ワイシャツ、ジャージ、セーター、革ジャンパー、マフラー、毛布、シーツ、タオル、ハンカチ、タオルケット、手ぬぐい等が対象です。
出し方	月2回の収集日に資源物収集ステーションへ出して下さい。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ひもで十文字にしぼるか、透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。 ・汚れがひどい物や水に濡れている物は出せません。 ・ハンガー、ベルト、縫い針など布以外は混ぜないでください。 ・衣類のボタン、ファスナー類は付けたまま出してください。 ・収集日が雨天の場合は、布類が濡れないようにして出してください。 ・布団はもえるごみで出して下さい。

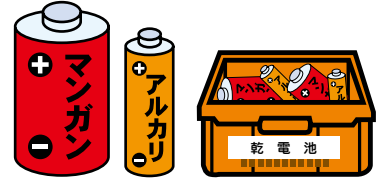


資源物

- ・月2回の資源物収集日の朝8時30分までに資源物収集ステーションへ出してください。
- ・市リサイクルセンターへ持ち込むことができます。
- ・地域等の集団回収を活用する。
- ・スーパー等の店頭回収へ持ち込む。

● 資源物の分け方・出し方

乾電池



主な対象物	乾電池、水銀を使用している体温計・温度計・血圧計
出し方	月2回の収集日に資源物収集ステーションへ設置している回収ボックスに入れてください。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池は、回収ボックスに直接（袋に入れずに）入れてください。 ・水銀を使用している体温計・温度計・血圧計は、透明のナイロン袋に入れて出してください。 ・ニカド電池などの充電式電池・ボタン電池は、販売店等の回収ボックスに優先的に出してください。（18・19ページ参照） ・バッテリーは出す事ができません。

分別収集後のリサイクル

古紙

- 新聞・折込広告 → 新聞、雑誌など
- 雑誌・本・雑がみ → ボール紙、絵本など
- 紙パック → トイレットペーパーなど
- ダンボール → ダンボール、紙筒など

プラスチック製容器包装

- プラスチック製容器包装 → プラスチック原材料
高炉還元剤
合成ガス

ペットボトル

- ペットボトル → 卵パック、繊維製品
ペットボトルなど

缶類

- アルミ缶 → アルミ缶など
- スチール缶 → 建築資材など

びん

- びん → びんを作る材料など

布類

- 布類 → 中古衣料、ウエス*
* 機械の油拭きなどに使用する布

乾電池

- 鉄くず → 鉄製品
- 亜鉛・マンガン → 土壌改良剤・亜鉛地銀

もえるごみ

- ・市指定のごみ収集袋に入れて出してください。
- ・週2回のもえるごみの収集日に、地域で決められた家庭ごみ収集ステーションへ当日の朝8時30分までに出してください。

主な対象物	生ごみ、革製品、ゴム製品、草、落ち葉、枝木、紙おむつ、プラスチック製品（♻️マークの識別表示が付いていない物）、布団など。
出し方	週2回の収集日に地域で決められた家庭ごみ収集ステーションへ市指定ごみ収集袋に入れて出してください。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・もえないごみや危険な物は、絶対に入れないでください。 ・生ごみを出す場合は、水分を十分に切り、袋の口をしっかりと結んで出してください。 ・枝木は、直径15cm以内、長さ1m以内（竹は、長さ50cm以内にして）、ひもなどで束ねて出してください。 ・多量の場合は、里庄清掃工場まで直接搬入してください。（12ページ参照） ・資源物の分類に出せる物は、資源物の収集に出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※♻️マークの識別表示が付いている物はプラスチック製容器包装の分類へ。 ※包装紙、メモ用紙、紙箱、紙袋、📄マークの識別表示が付いている物などは、雑誌・本・雑紙の分類へ。 ※家庭用プリンターの使用済インクカートリッジは、郵便局や電気店に設置している回収ボックスに出すことができます。（18ページ参照） ・布団は、指定袋に入らなければ、ひもで縛って、多量の場合は直接搬入してください。

この看板が設置してある家庭ごみ収集ステーションへ出してください。



浅口市家庭ごみ有料指定袋について

家庭から出る「もえるごみ」は、以下の浅口市指定ごみ袋に入れて出してください。

もえるごみ収集袋（無色に赤字）			
袋の形状 デザイン			
サイズ	大 45リットル	中 30リットル	小 20リットル
販売 (税込)	10枚入 120円	10枚入 100円	10枚入 80円

- ※「資源ごみ」については、指定袋はありません。
- ※ 指定ごみ袋は、市内のスーパーや小売店等で販売しています。

もえないごみ

- ・市指定のごみ収集袋に入れて出してください。
- ・月2回のもえないごみの収集日に、地域で決められた家庭ごみ収集ステーションへ当日の朝8時30分までに出してください。

主な対象物	陶磁器類、板ガラス、ガラスコップ、蛍光灯、ライター、傘、使い捨てカイロ、アルミ箔など。
出し方	月2回の収集日に地域で決められた家庭ごみ収集ステーションへ市指定ごみ収集袋に入れて出してください。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯、カミソリ、刃物、ガラス等は、新聞紙等にくるみ、安全な工夫をして出してください。 ・エアゾール缶（スプレー缶）、カセットボンベは、中身を使い切ってから出してください。 ・ライターは、ガス（油）を抜いてから出してください。 ・多量の場合は、井笠広域資源化センターまで直接搬入してください。（12ページ参照） ・資源物の分類に出せる物は、資源物の収集に出してください。 ※アルミ缶やスチール缶は、缶類の分類へ。 ※飲料用などのびんは、瓶の分類へ。 ・コンクリート片、ブロック、レンガ、瓦等のガレキ類は、金光一般廃棄物最終処分場へ直接搬入してください。（ただし、事業所が関与するものを除く。）（12ページ参照）

この看板が設置してある家庭ごみ収集ステーションへ出してください。



浅口市家庭ごみ有料指定袋について

家庭から出る「もえないごみ」は、以下の浅口市指定ごみ袋に入れて出してください。

もえないごみ収集袋（無色に青字）		
袋の形状デザイン		
サイズ	中 30リットル	小 20リットル
販売（税込）	10枚入 100円	10枚入 80円

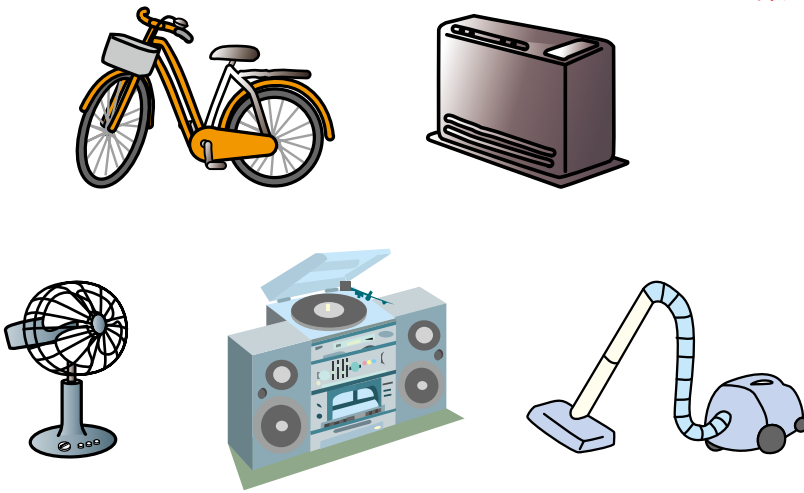
※「資源ごみ」については、指定袋はありません。

※ 指定ごみ袋は、市内のスーパーや小売店等で販売しています。

粗大ごみ

・月2回の粗大ごみの収集日に、地域で決められた家庭ごみ収集ステーションへ当日の朝8時30分までに出してください。

この看板が設置してある家庭ごみ収集ステーションへ出してください。



主な対象物	自転車、扇風機、掃除機、ストーブ、ステレオ、ベビーカーなど、不燃性の物が対象です。
出し方	月2回の収集日に地域で決められた家庭ごみ収集ステーションへ出してください。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員一人でダンプに積める重さの物です。 ・大きい物や重い物、多量の場合は、井笠広域資源化センターまで直接搬入してください。(12ページ参照)

平成25年3月19日(火)から、今までもえないごみ・粗大ごみとして回収していた電気製品の一部は使用済小型家電リサイクルの対象品目になっています。詳細については、市ホームページ「使用済み小型家電リサイクル」(下記URL)をご参考下さい。
<http://www.city.asakuchi.okayama.jp/kurashi/sekatsu/gomi/recycling/kogatakaden.html>



直接搬入

- ・家庭から出る資源物とごみは、それぞれの区分ごとに分けてご自分で運び搬入することができます。
- ・処理料金は無料です。ただし、一般廃棄物最終処分場搬入分は、年間 2t を超えた場合、超えた分は有料です。
- ・直接搬入される場合は、市指定のごみ収集袋に入れる必要はありません。

分類	搬入可能日時	搬入方法
資源物	毎週月～金曜日の 8:30～16:30 (祝日、年末年始を除く)	連絡は不要。 リサイクルセンターへ直接搬入してください。
もえるごみ (木ぎれ、剪定くず、布団、じゅうたん、畳、一時多量ごみなどすべてもえる物で、解体の必要のない物)	毎週月～金曜日の 8:30～16:30 (祝日、年末年始を除く) 水曜日は草の搬入は不可。 毎月第4日曜日の 8:30～12:00 13:00～15:00	搬入当日に 1. 浅口市役所環境課 (0865-44-9043) へ電話。 ・住所 ・氏名 ・ごみの種類 ・量 ・搬入時間 ・搬入車両等を連絡。 2. 里庄清掃工場へ搬入してください。 ※直径 15cm、長さ 1m 以内の大きさにしておく。竹は 50cm 以下にしておく。 ※カーペット・ござなどは 6 畳以内の大きさにしておく。
もえないごみ		1. 浅口市役所環境課で搬入申込。 2. 井笠広域資源化センターへ搬入してください。
可燃性粗大ごみ (木製の家具類、タンス、いす、机、鏡台、戸棚、こたつ板など、全木製で解体作業を要する物)	毎週水・金曜日の 8:30～12:00 (祝日、年末年始を除く) 毎月第4日曜日の 8:30～12:00 13:00～15:00	1. 浅口市役所環境課で搬入申込。 2. 里庄清掃工場へ搬入してください。 ※金属類・ガラス類・鏡類は、搬入前に外してください。
不燃性粗大ごみ		1. 浅口市役所環境課で搬入申込。 2. 井笠広域資源化センターへ搬入してください。
ガレキ類 (コンクリート片、ブロック、レンガ、瓦等) 事業所が関与するものを除く。	毎週水～金曜日の 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	1. 金光総合支所市民生活課で搬入申込。 2. 金光一般廃棄物最終処分場へ搬入してください。 申請時にごみを確認します。 (必要なもの) ・印鑑 ・本人確認ができるもの

▶ 資源物の搬入場所

浅口市鴨方町深田 930-1



浅口市リサイクルセンター

▶ もえるごみ・可燃性粗大ごみの搬入場所

浅口郡里庄町大字新庄 3655



岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場

▶ もえないごみ・不燃性粗大ごみの搬入場所

笠岡市平成町 105



岡山県西部衛生施設組合井笠広域資源化センター

▶ ガレキ類の搬入場所

浅口市金光町下竹 1781-1



浅口市金光一般廃棄物最終処分場

資源物ストックヤード

- 資源物ストックヤードは、10品目の資源物を直接持ち込むことが出来る施設です。リサイクルセンター（13ページ参照）の他、平成27年8月1日から新たに3カ所のストックヤードが使用できるようになりました。 ※もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみは持ち込みできません。

名 称	場 所	搬入可能時間・方法
リサイクルセンター ストックヤード	浅口市鴨方町深田 930 - 1 (13 ページを参照)	毎週月～金曜日の 8:30 ~ 16:30 (祝日、年末年始を除く) 連絡は不要。 直接搬入してください。
市役所 ストックヤード	市役所東側駐輪場	通年、終日開放。 連絡は不要。 直接搬入してください。
金光総合支所 ストックヤード	庁舎東側通路	
寄島総合支所 ストックヤード	寄島老人福祉センター北側	

資源物の回収はリサイクル協力店へ!

- 紙パック・ペットボトル・食品トレイをはじめとした資源物を「リサイクル協力店」で回収してもらうことができます。「リサイクル協力店」は自主回収やマイバッグ持参のよびかけなど、ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいる、市の認定を受けた小売販売店のことです。

浅口市リサイクル協力店一覧（2019年8月末現在）

店舗名	回収品目（○のついているもの）						
	紙 パック	ペット ボトル	食品トレイ		空き缶	ダン ボール	新聞紙 ・ 雑誌
			発泡 トレイ	透明 トレイ			
ザ・ビッグ鴨方店	○	○	○		○	○	○
天満屋ハッピータウン鴨方店	○	○	○				○
山陽マルナカ鴨方店	○	○	○	○			
山陽マルナカ金光店	○	○	○	○			
コープ鴨方店	○	○	○	○			

市では収集しない物・持込できない物

▶ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

- 家電リサイクル法に基づき、メーカー等がリサイクルを行っています。

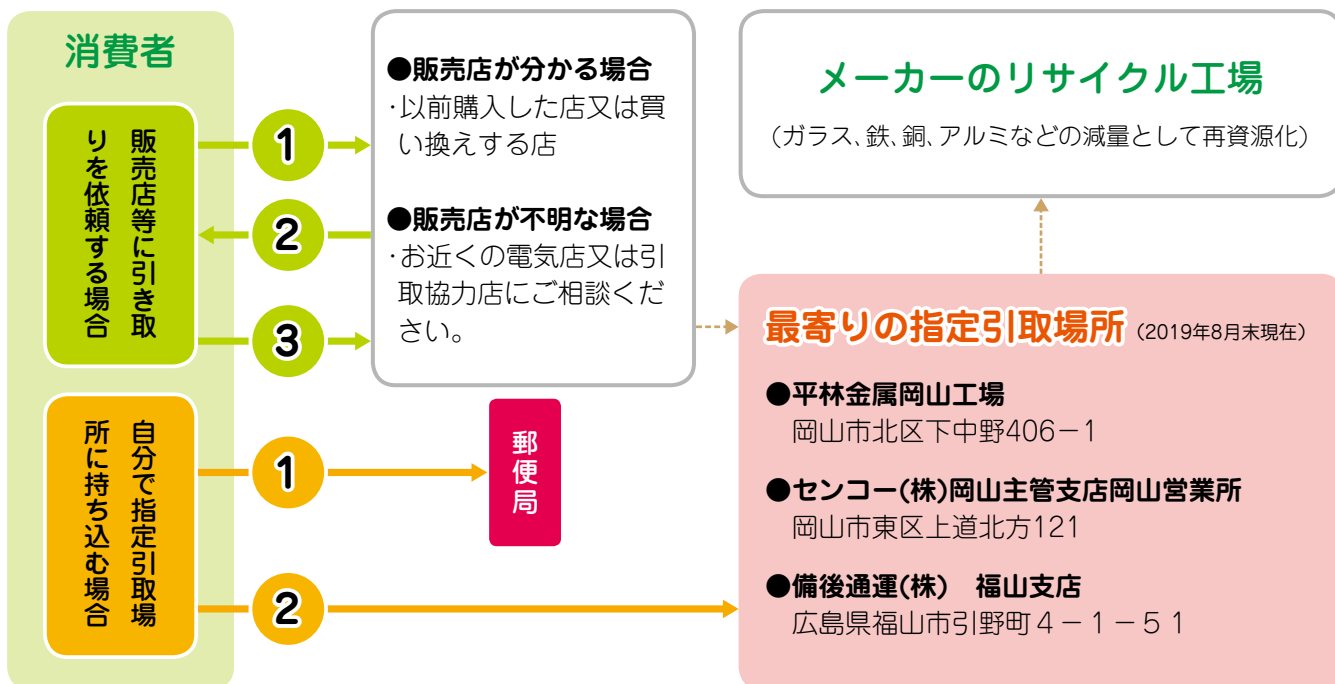
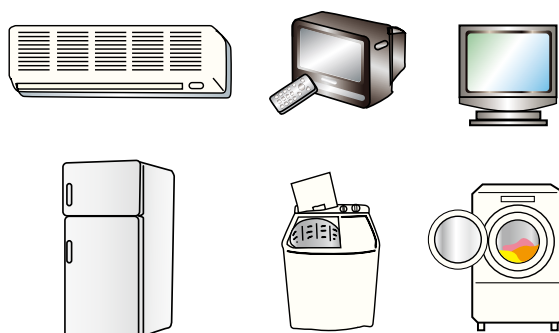
排出手順

- 販売店等に引き取りを依頼する場合

- 1 引き取り依頼
- 2 販売店等が収集
- 3 「リサイクル料金」及び「引取運搬料金」を販売店等に支払う

- 自分で指定取引場所に持ち込む場合

- 1 「リサイクル料金」支払い
- 2 持ち込み(郵便局での領収印のあるリサイクル券が必要です)



▶ 消火器

- 消火器の安全な回収とリサイクルを推進するため、(一社)日本消火器工業会による『廃消火器リサイクルシステム』の運用が開始されています。
これにより、どのメーカーが製造した消火器でも、特定窓口より回収できるようになりました。
市での収集は行いませんので、リサイクルシステムでの処理をお願いいたします。

浅口市内の特定窓口 (2019年8月末現在)

店名	住所	電話番号
株式会社ヨコタ	浅口市鴨方町益坂 1600 - 13	0865-44-7502
ナンバホームセンター鴨方店	浅口市鴨方町六条院中 3470 - 2	0865-44-1311
株式会社エムテック	浅口市鴨方町鳩ヶ丘二丁目 54	0865-45-8355

※消火器の回収には費用がかかりますので、特定窓口までお問い合わせください。

【問合せ先】 このリサイクルシステムに関するお問い合わせ
(一般社団法人日本消火器工業会代理)株式会社消火器リサイクル推進センター
電話 03-5829-6773
ホームページ <http://www.ferpc.jp/>



▶ 自動二輪車 (オートバイ)

- 国内製造事業者4社と輸入事業者12社が中心となり、廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用をめざして、自主取り組みによる「二輪車リサイクルシステム」の運用が開始されています。**市での収集は行いませんので、リサイクルシステムでの処理をお願いいたします。**



廃棄二輪車取扱店は、店頭に掲示されたこのステッカーが目印です

なお、運輸支局・市町村に登録・届出されているバイクをリサイクルすることはできません。必ず、廃車手続きをお済ませのうえ、ご自身でお持ち込み下さい。(廃棄二輪車取扱店に廃車手続きを依頼することが可能な場合もあります。廃棄二輪車取扱店へご相談下さい。)

浅口市内の廃棄二輪車取扱店 (2019年8月末現在)

店名	住所	電話番号
山本商店	浅口市金光町大谷 500	0865-42-2210
ホンダウィング仁科	浅口市鴨方町六条院中 3226	0865-44-3731

【問合せ先】 二輪車リサイクルコールセンター
電話 050-3000-0727
受付時間 9:30 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始等を除く)

▶ FRP 船



- FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している小型船舶（モーターボート、ヨット、水上オートバイ、漁船等）は、FRP 船リサイクルセンターによるリサイクルシステムの運用が開始されています。

市での収集は行いませんので、リサイクルシステムでの処理をお願いいたします。

FRP 船リサイクルシステムでは、指定引取場所に収集された廃 FRP 船を粗解体した後、FRP 破材を中間処理場に輸送し、破碎・選別等を行い、最終的にセメント焼成することによりリサイクルを行っています。

最寄りの受付窓口（2019年8月末現在）

店名	住所	電話番号
倉敷ヤンマー	倉敷市玉島 1274-1	086-522-5105
オバタボート（オバタマリーナ）	倉敷市玉島乙島 49-63	086-522-5505
筒井鉄工所	笠岡市横島 1650	0865-67-0381

詳細は、FRP 船リサイクルセンターへお問い合わせください。

【問合せ先】FRP 船リサイクルセンター（一社）日本マリン事業協会 内
電話 03-5542-1202 FAX 03-5542-1206

▶ その他

- 収集や処理に危険を及ぼす物
- 処理が困難な物

ごみの種類	処理相談窓口	電話番号
お店や事務所などから出る事業活動に伴うごみ（事業系ごみ）	一般廃棄物について 浅口市環境課	0865-44-9043
	産業廃棄物について 岡山県備中県民局環境課	086-434-7007
エンジンオイル、ガソリン、灯油、塗料	販売店等へ	—
バッテリー	販売店等へ	—
プロパンガスボンベ	（一社）岡山県エルピーガス協会	086-225-1636
カセットコンロ用ボンベ（中身を使い切っていないもの）	ボンベに記載している販売元	—
	（一社）日本ガス石油機器工業会 カセットボンベお客様センター	0120-14-9996
タイヤ	販売店または中間処理業者等へ	—
農薬などの薬品	製造元または販売店等へ	—
使用済みの注射器や針など	交付を受けた医療機関	—
ピアノ	販売店等へ	—

※事業系ごみについて

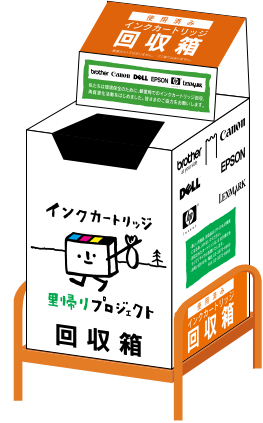
商店・事業所・飲食店・農業・漁業等の事業活動から出るごみは、ごみステーションには出せません。処理施設等に直接搬入するか、収集運搬の許可業者に依頼をしてください。

販売店等へ持っていきましよう

▶ インクカートリッジ

- 家庭用プリンターの使用済みインクカートリッジは、販売店や郵便局などの回収箱に入れてリサイクルをすすめましょう。
詳細は、インクカートリッジのメーカーのホームページもしくはインクカートリッジ里帰りプロジェクト事務局へお問い合わせください。

【問合せ先】 インクカートリッジ里帰りプロジェクト事務局
電話 03-3572-6660



▶ 小型充電式電池



- ご家庭の使用済み「小型充電式電池」は回収協力店の「リサイクルBOX」にも出すことができます。
家庭で使い終わった小型充電式電池は、回収協力店の「小型充電式電池リサイクルBOX」に入れてください。



ショートがありますので
金属端子部分をテープ等で
絶縁してください。



お近くの
回収協力店の
「リサイクルBOX」へ

乾電池やボタン電池などの使い切りの電池は入れないでください。

- 小型充電式電池の種類

小型充電式電池の種類	リチウムイオン電池	ニカド電池	ニッケル水素電池	小型シール鉛蓄電池
マーク	 Li-ion	 Ni-Cd	 Ni-MH	 Pb
使用用途	ビデオカメラ ノートパソコン	コードレステレホン	デジタルカメラ 電動アシスト自転車	ヘッドホンステレオ、ハンディ クリーナー、コードレステ レホン、ビデオカメラ用に限る

浅口市内の回収協力店舗（2019年8月末現在）

店名	住所	電話番号
コメリ金光店	浅口市金光町占見新田 1222	0865-42-9037
エディオン金光店	浅口市金光町占見新田 702-11	0865-42-2640
電化ショップしみず	浅口市鴨方町鴨方 1537-6	0865-44-5800
ワールド21 鴨方店	浅口市鴨方町深田 958-3	0865-44-3759
ホームセンターコーナン鴨方店	浅口市鴨方町鴨方 905-1	0865-45-9030
ケースデンキ鴨方店	浅口市鴨方町六条院中 1331-1	0865-45-9966
ヤマダ電機テックランド鴨方店	浅口市鴨方町六条院中 5058-1	0865-45-8288

【問合せ先】 一般社団法人 JBRC 電話 03-6403-5673

▶ ボタン電池

- ボタン電池とは、腕時計やゲーム機、電子体温計などに使用されている小さなボタンのような電池です。

回収対象電池

酸化銀電池（型式記号 SR）、空気電池（同 PR）、アルカリボタン電池（同 LR）のボタン形電池

- ご家庭の使用済み「ボタン電池」は回収協力店の「回収缶」にも出すことができます。回収協力店に設置されたボタン電池回収缶に、使用済みボタン電池を入れてください。

※ボタン電池はテープ等で絶縁してください。
※投入口に入らない電池は対象外です。



浅口市内の回収協力店舗（2019年8月末現在）

店名	住所	電話番号
コメリ金光店	浅口市金光町占見新田 1222	0865-42-9037
エディオン金光店	浅口市金光町占見新田 702-11	0865-42-2640
電器のもりたに	浅口市金光町佐方 525-4	0865-42-5211
ナフコ鴨方インター店	浅口市鴨方町益坂 1319	0865-45-8681
メガネの三城 鴨方店	浅口市鴨方町深田 459-1	0865-44-9055
ワールド21 鴨方店	浅口市鴨方町深田 958-3	0865-44-3759
岡城カメラ テレビ商会	浅口市寄島町 7569-3	0865-54-2228
エディオン鴨方店	浅口市鴨方町六条院中 8000	0865-44-0111
ケースデンキ鴨方店	浅口市鴨方町六条院中 1331-1	0865-45-9966
ホームセンターコーナン鴨方店	浅口市鴨方町鴨方 905-1	0865-45-9030
ヤマダ電機テックランド鴨方店	浅口市鴨方町六条院中 5058-1	0865-45-8288

【問合せ先】 ボタン電池回収推進センター 電話 0120-266-205

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

ごみステーション 設置整備補助金交付制度

ごみステーションの整備促進と美化運動を図り、市の美化及びごみ処理の効率化に資するため、自主的にごみステーションの施設整備を行う地域の団体に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助金制度の詳細

	新 設	修 繕
補助金額	設置整備に要する工事費（用地費は除く）と40万円を比較していずれか低い額	修繕に要する経費の3分の2に相当する額と5万円を比較していずれか低い額
	設置整備前に申請が必要	修繕前に申請が必要
補助対象	<p>地域住民の合意により、設定されたものであって、<u>町内会等が自主的に施設の整備を行うもの。</u></p> <p>①ごみステーションの適正な設置を促進する等、ごみ収集作業の効率化に資するもの。 ②施設整備後のごみステーションが他地域のごみステーションの模範となるもの。</p>	
対象外	<p>①住宅団地等の造成に当たり市と事前に協議し、造成者において造成時にごみステーションの施設整備をすることとされているもの。（その後、状況変化により、増設又は改築を要する場合を除く。） ②5年以内に補助金の交付を受けているもの。（状況の変化により、増設又は改築を要する場合を除く。）</p>	
申込方法	<p>申請をしようとする町内会等の代表者は、ごみステーション施設整備補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。申請書は下記の窓口にあります。また市ホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>①工事見積書 ②関係者の合意書又は同意書 ③位置図、敷地関係図、平面図及び立面図 ④他に市長が必要と定める書類</p>	

【受付窓口】

浅口市生活環境部 環境課

浅口市金光総合支所 市民生活課

浅口市寄島総合支所 市民生活課

浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

浅口市金光町占見新田 751 番地

浅口市寄島町 16010 番地

○問合せ先 浅口市生活環境部 環境課（電話 0865-44-9043）

生ごみ処理機 購入費補助金交付制度

家庭から出されるごみの大半を占めるもえるごみの約半分は生ごみです。これらは『食べ残しをしない』『水切りをしっかりとる』『生ごみのたい肥化に取り組む』ことなどで減らすことができます。

補助金制度の詳細

容器等の種類	コンポスト	ボカシ容器	電気式生ごみ処理機
	底部がなく、水分が地中に浸透し、かつ、悪臭、害虫を発生させない構造及び材質であり、堆肥化のための装置。	EM ボカシによって生ごみを発酵させ、または分解することにより、生ごみを堆肥化及び減量化するもの。	微生物を利用して生ごみを分解処理させ、または電気による乾燥により、生ごみの減量を図る装置。
補助金額	購入金額の 2/3		
	(上限 5,300 円)	(上限 2,000 円)	(上限 53,000 円)
	※補助金額に 100 円未満の端数が生じるときは、切り捨てます。		
補助基数	一世帯あたり 2 基まで		一世帯あたり 1 基まで
	※ただし、購入後 5 年を経過し、破損等により使用が不可能になった場合を除く。		
申込方法	<p>①生ごみ処理機等を販売店で購入後、領収書（申請者のあて名、メーカー名、容器等の製品名、型式などが書いてあるもの）を受け取ってください。 ※レシートなど、あて名がないものは、別途、領収書を発行してもらってください。</p> <p>②本庁環境課または総合支所市民生活課へ申請を行ってください。</p> <p>◎申請時に必要な物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機補助金交付申請書（電気式生ごみ処理機を購入の場合はカタログを添付） ・生ごみ処理機補助金交付請求書 ・領収書 ・印鑑（世帯主の認め印） ・金融機関の預金通帳（請求書に振込先を記入していただくため） <p>(ア) 申請者は、世帯主となります。 (イ) 補助の対象は、購入から 1 年以内の容器または処理機に限ります。 (ウ) 申請書及び請求書は下記の窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>③市税納付状況を審査し完納が確認できた方には、補助金交付決定通知書をお送りし、ご指定の口座に補助金を振り込みます。</p>		
補助対象者	<p>①市内に住所を有し、かつ、世帯主であること。 ②市税を完納していること。 ③処理機の設置場所が確保でき、かつ、善良な管理ができること。</p>		

【受付窓口】

浅口市生活環境部 環境課
浅口市金光総合支所 市民生活課
浅口市寄島総合支所 市民生活課

浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
浅口市金光町占見新田 751 番地
浅口市寄島町 16010 番地

○問合せ先 浅口市生活環境部 環境課 (電話 0865-44-9043)

資源回収推進団体 報奨金交付制度

市では、廃棄物の減量化及び再資源化を促進、団体の活動を推進するため、自主的に資源回収活動を実施する PTA、町内会、子ども会、老人会等の市民団体を対象に報奨金を交付しています。

対象団体	地域住民で構成されており、営利を目的とせず、回収を年 3 回以上実施できる団体。
回収品目	・古紙類（新聞紙・広告チラシ・ダンボール・雑誌・本・牛乳パックなど） ・繊維類（古布など） ・ビン類（空きびんなど） ・金属類（空き缶・鉄くずなど） ・その他有価物（ペットボトルなど）
報奨金の額	資源回収重量 1kg について 8 円。
交付までの流れ	①資源回収推進団体登録 資源回収推進団体報奨金を受けようとする団体は 事前に登録が必要で す（毎年度） 。登録申請書に必要事項を記入の上、下記の窓口へ提出してください。 ②集団資源回収の実施 各団体において、集団資源回収を実施します。回収品目、回収方法等については、資源回収業者と直接調整してください。 ③報奨金の交付申請 交付申請書に必要事項を記入の上、資源回収業者が作成した資源回収買上明細書を添えて下記の窓口へ提出してください。 ④報奨金の交付 提出いただいた交付申請書の内容を審査の上、適当と認める場合は、所定の口座に振り込みいたします。

※登録申請書・交付申請書・資源回収買上明細書は、下記の窓口においてお受け取りください。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

【受付窓口】

浅口市生活環境部 環境課

浅口市金光総合支所 市民生活課

浅口市寄島総合支所 市民生活課

浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

浅口市金光町占見新田 751 番地

浅口市寄島町 16010 番地

○問合せ先 浅口市生活環境部 環境課（電話 0865-44-9043）